

釜石市下水道事業における水の官民連携導入方針に関する

マーケットサウンディング調査

事業概要書

1. 下水道事業の概要

釜石市の下水道事業は、これまで公共下水道事業・農業集落排水事業・漁業集落排水事業の3事業を実施していましたが、令和3年度に農業集落排水事業を公共下水道事業へ統合したため、現在は2事業で実施しています。

公共下水道事業は、昭和32年に雨水排除を主目的として着手し、その後の計画変更で汚水処理も行うようになりました。昭和53年に大平処理区、昭和55年に上平田処理区で供用を開始し、東日本大震災で大きな被害を受けた鶴住居処理区も復興事業と一体で整備を進め、平成30年から供用を開始しています。なお、鶴住居処理場は令和3年度に栗林地区（農業集落排水）を統合しています。

漁業集落排水事業は平成10年に着手しましたが、平成23年3月の東日本大震災津波で施設が全壊するなど被災しました。その後、平成25年度から復興交付金を活用して再整備を進め、平成28年5月に供用を開始しています。

本市の下水道事業の概要は、表1-1に示すとおりです。

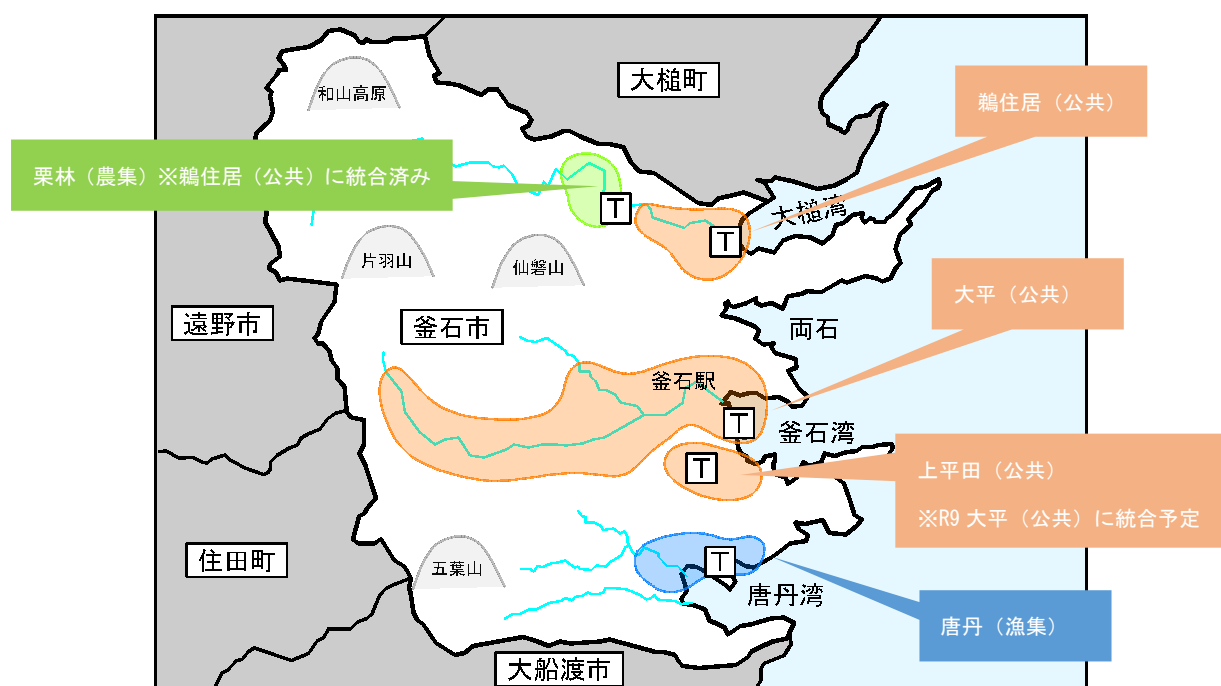


図 1-1 下水道事業の概要

表 1-1 釜石市の下水道事業の概要

項目	公共下水道事業	漁業集落排水事業	備考
事業着手年度	昭和32年度	平成10年度	・公共下水道の上平田処理区は大平処理区に統合予定 ・農業集落排水事業は、令和3年度に公共下水道に統合。 ・統合に伴い、農業集落排水の排水処理施設は、ポンプ場として運用。
供用開始年度	昭和35年度	平成28年度	
処理区	大平処理区 上平田処理区 鵜住居処理区 各排水区（雨水）	唐丹地区	
処理場	大平下水処理場 上平田下水処理場 鵜住居下水処理場	唐丹地区 漁業集落排水処理施設	
人口・面積			
行政人口	28,588（人）		
全体計画人口	23,232（人）	2,980（人）	
処理区域内人口	22,069（人）	868（人）	
水洗化人口	17,199（人）	492（人）	
全体計画面積	44,035（ha）	108（ha）	
事業計画面積	448（ha）	108（ha）	
現在処理区域面積	汚水： 826（ha）	汚水： 108（ha）	
処理区域内人口密度	26.7（人/ha）	8.0（人/ha）	
処理人口普及率	77.2（％）	3.0（％）	
事業費累計	42,632,323（千円）	912,219（千円）	
管渠費累計	25,370,431（千円）	705,547（千円）	
ポンプ場費累計	8,261,809（千円）	0（千円）	
処理場費累計	8,876,501（千円）	206,672（千円）	
その他累計	123,582（千円）	0（千円）	
管渠延長	184（km）	11（km）	
汚水管渠・合流管渠	173（km）	11（km）	
雨水管渠	11（km）	0（km）	
地方公営企業法の適用	平成28年4月より適用		一部適用

【出典】決算統計（令和6年度）

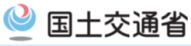
2. 水の官民連携とは

2—1. 国の施策の動向

下水道事業を始めとする公共インフラ事業については、今後、膨大な量の老朽施設の更新が必要となっていく一方で、自治体職員の減少やベテラン職員の退職による技術力の低下など様々な課題を抱えています。

また、内閣府では平成23年9月に民間資金等活用事業推進会議を設置し国家成長戦略としてPPP/PFIを推進しています。「PPP/PFI推進アクションプラン」（令和5年改定版）（令和5年6月2日 民間資金等活用事業推進会議決定）においては、新たに水の官民連携（コンセッション方式及び管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5））が位置付けられました。

管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)とは？



ウォーターPPPの概要 [管理・更新一体マネジメント方式の要件]

①長期契約(原則10年) ②性能発注 ③維持管理と更新の一体マネジメント ④プロフィットシェア

概要とポイント・留意点

○ レベル3.5の実務上の定義は、上記の要件①から要件④までをすべて充足する民間委託

I レベル4と3.5の比較

○ 長期契約、性能発注、維持管理と更新の一体マネジメントが重視される点は共通・類似
○ 公共施設等運営権設定と利用料金直接収受の有無が異なり、また、事業期間の自由度はレベル4の方が高い

レベル3.5の4要件の趣旨

②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメントにより、民間事業者の創意工夫やノウハウ等を最大限活用しつつ、投資効果の発現等に必要事業期間を①長期契約(原則10年)で確保し、一方で、中長期の事業期間中もライフサイクルコスト削減の提案を促進して新技術等の効果・メリットを官民で享受しうる④プロフィットシェアを要件とすることで、下水道事業・経営の持続性向上に一層寄与することを目指す

ウォーターPPP	
公共施設等運営事業(コンセッション) [レベル4]	管理・更新一体マネジメント方式 [レベル3.5] 新設
長期契約(10~20年)	長期契約(原則10年) ^{*1}
性能発注	性能発注 ^{*2}
維持管理	維持管理
修繕	修繕
更新工事	【更新実施型の場合】 更新工事 【更新支援型の場合】 更新計画案やコンストラクションマネジメント(CM)
運営権(抵当権設定)	
利用料金直接収受	
上・工・下一体:1件(宮城県R4) 下水道:3件 (浜松市R30、須崎市R2、三浦市R5) 工業用水道:2件(熊本県R3、大阪府R4)	*1 管理・更新一体マネジメント方式(原則10年)の後、公共施設等運営事業に移行することとする。 *2 民間事業者の対業務の執行方法は、民間事業者が自ら決定し、業務執行に対する責任を負うという本来の「性能発注」を徹底。 管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。

複数年度・複数業務による民間委託 [レベル1~3]

短期契約(3~5年程度)

仕様発注・性能発注

維持管理

修繕

II レベル3.5と1-3の比較

○ 事業期間の長短、性能発注の程度が異なる
○ また、修繕や更新(改築)に
関係する業務範囲が設定されるか否かの点で大きく異なる

下水道:0件
工業用水道:19件

出典：下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第1.2版

2—2. 管理・更新一体マネジメント方式について

管理・更新一体マネジメント方式とは、以下の4つの要件を満たす官民連携方式であり、その要件は以下のとおりです。

【要件①】長期契約（原則10年）

契約期間は、企業の参画意欲、地方公共団体の取組易さ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、原則10年となっています。

【要件②】性能発注

従来の仕様発注と異なり、地方公共団体が民間事業者の達成すべき性能の水準を示し、民間事業者は保有する技術や創意工夫により性能の達成を図ります。

【要件③】維持管理と更新の一体マネジメント

維持管理と更新を一体的に最適化するため、「更新実施型」（更新（改築）の発注業務まで委託範囲に含むもの。）と「更新支援型」（更新計画案作成やコンストラクションマネジメント（CM）までを委託範囲に含むもの。）となります。

【要件④】プロフィットシェア

事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案を促進するためプロフィットシェアの仕組みを導入することとなります。発生した費用削減分（プロフィット）を、地方公共団体と民間事業者で分配（シェア）するものであり、その分配割合は、任意となります。

【管理・更新一体マネジメント方式の要件について】

管理・更新一体マネジメント方式の要件

①長期契約

○契約期間は、企業の参画意欲、地方公共団体の取組易さ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、**原則10年とする**。

②性能発注

○**性能発注を原則**とする。ただし、管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。

（性能規定の例）・処理施設：処理後の水質が管理基準を満たしていること

・管路施設：適切に保守点検を実施すること（人員、時期、機器、方法等は民間事業者に委ねる。）

③維持管理と更新の一体マネジメント

○維持管理と更新を一体的に最適化するための方式として、維持管理と更新を一体的に実施する「**更新実施型**」と、更新計画案の策定やコンストラクションマネジメント（CM）により地方公共団体の更新を支援する「**更新支援型**」を基本とする。

④プロフィットシェア

○事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案を促進するため、**プロフィットシェアの仕組みを導入**すること。（更新支援型の場合、プロフィットシェアは可能な範囲で採用する。）

（プロフィットシェア^{*1}の例）

①契約時に見積もった工事費が、企業努力や新技術導入等で削減した場合、削減分を官民でシェアする。

②契約時に見積もった維持管理費が、企業努力や新技術導入等で削減した場合、削減分を官民でシェアする^{*2}。

ケース	工事費	維持管理費	LCC削減(プロフィット)	プロフィット シェア	官	民
①	2削減		2		1	1
②		2削減	2		1	1

^{*1}: プロフィットシェアの仕組みとしては、契約後VE等を想定。

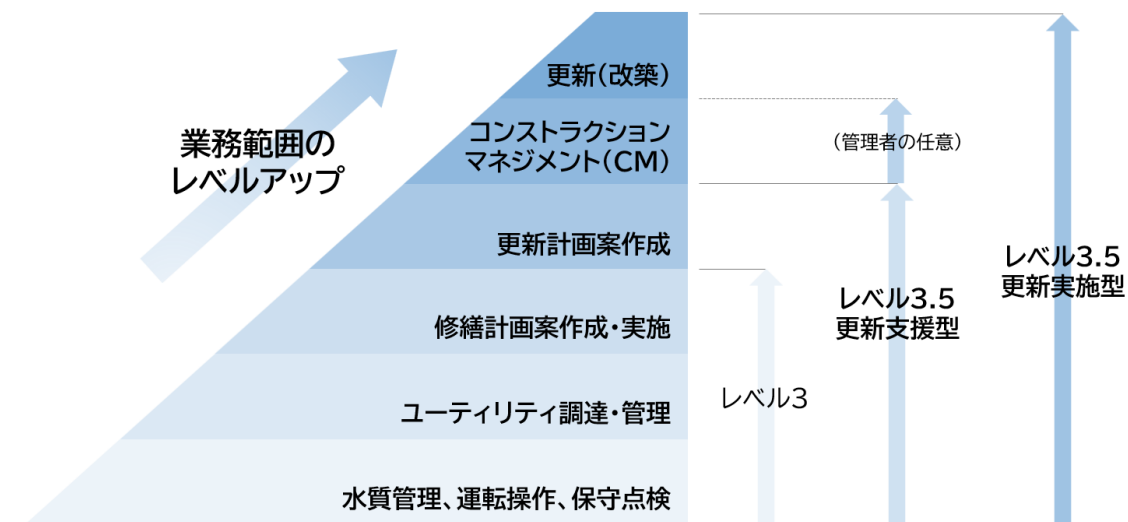
^{*2}: 「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン(R2.6 日本下水道協会)によれば、ユーティリティ費(使用量)や修繕費が削減されたときでも削減分を清算しない事例が多い。

【維持管理と更新の一体マネジメントについて】

レベル3.5の要件③維持管理と更新の一体マネジメント 国土交通省

「更新実施型」と「更新支援型」のイメージ

- 「更新実施型」は、更新(改築)の発注業務の委託まで含むもの(改築は受託者が実施)
- 「更新支援型」は、更新計画案作成まで含むもの(改築は管理者が実施)
- 「更新支援型」は、コンストラクションマネジメント(CM)まで含むか否か、管理者の任意



23

出典：下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン 第3.0版（令和8年4月）

3. 想定している事業範囲

3—1. 本市における下水道事業の課題

本市の下水道事業について分析し、抽出された主な課題を以下に示します。

表 3-1 下水道事業の主な課題

項目			抽出した課題
財政	財政健全、収益性等		・ 物価や人件費の高騰等による維持管理コストの増加 ・ 施設の老朽化・耐震化対策のための財源確保 ・ 人口減少等による使用料の減少
組織体制	職員数・技術者数、業務執行、履行管理、住民対応等		・ 市職員の高い業務負荷の現状 ・ 市職員の減少、技術力の確保・技術継承 ・ 行政サービスレベルの維持・向上
施設	整備、老朽化対策、地震対策、維持管理等	全般	・ 不明水対策 ・ 施設の老朽化の進展 ・ 緊急時、災害の対応
		管路	・ 老朽化する管路施設の増加
		処理場・ポンプ場	・ 不明水による維持管理費の増加や緊急時の対応 ・ 全処理区を対象としなかった場合、対象外とした処理区は従来通り直営で管理することとなり、事業費の増大が見込まれる。
その他	上記に当てはまらない課題を含む		・ 近年の気象変動に対応した雨水対策 ・ 地元企業の活用 ・ 業務のマニュアル化・技術の継承 ・ 今後の人口減少に見合った施設の縮小化

【注意】事業の範囲及び対象業務はすべて検討中のものであり、今後変更する場合があります。

3—2. 事業の枠組み

(1) 事業の範囲

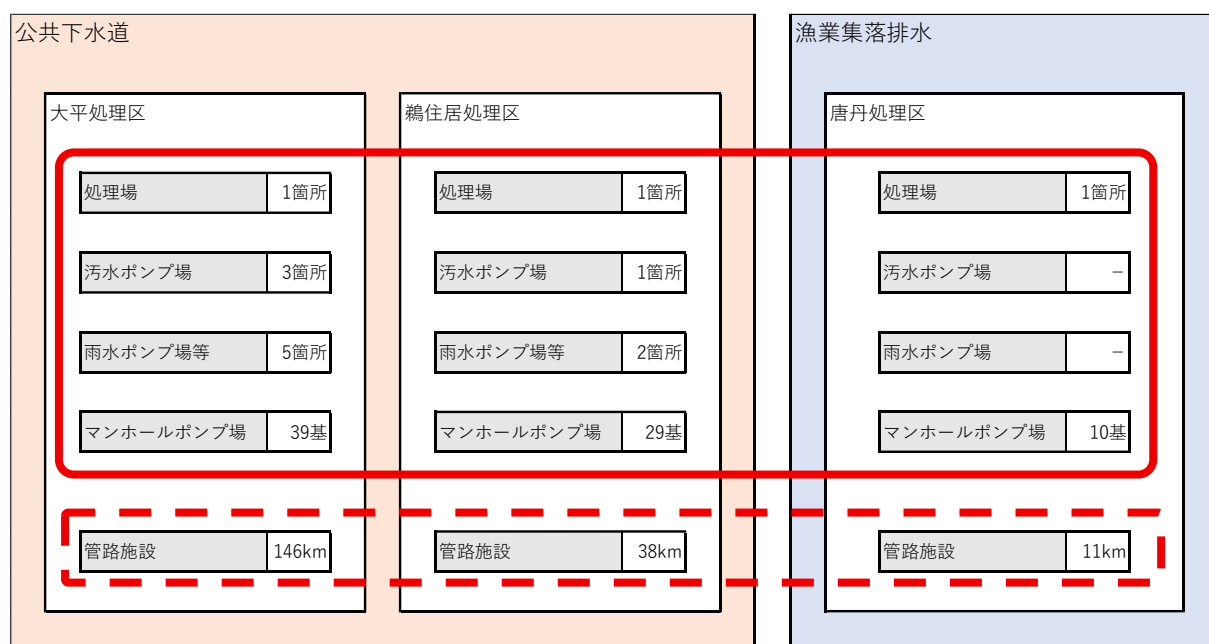
上記に示した本市の下水道事業の課題を踏まえ、下水道事業における水の官民連携（管理・更新一体マネジメント方式）の導入について検討しています。現在想定している水の官民連携の枠組み（案）を図に示します。

導入検討の対象は市内すべての下水道施設としていますが、検討の中で特に処理場・ポンプ場・マンホールポンプ場について水の官民連携導入の必要性が高いと考えられたため、処理場・ポンプ場・マンホールポンプ場を中心とした枠組みを現時点では、市の案として主に想定しています。

なお、市と受注者との業務重複を避け、より効率的な事業運営を図るため、すべての処理区（公共2処理区、漁集1処理区）を一括して対象としています。

一方、管路施設を含めた水の官民連携の枠組みとすることについても、業務範囲の拡大等による一定のメリットがあると考えていますが、実現に向けて課題があると考えています。

なお、いずれの場合も、対象施設の維持管理及び更新計画案の作成を含めた「更新支援型」を基本としてスキームを検討していますが、管路施設については、民間事業者からのご意見を伺った上で、業務範囲に含めることも想定しています。



 水の官民連携（更新支援型）で想定している業務範囲

管路施設（污水管・合流管・雨水管）は、本サウンディング調査の結果を受けて、水の官民連携（更新支援型）の業務範囲に含めるかを判断します

図 3-1 釜石市における水の官民連携導入対象範囲（案）

(2) 対象業務

本事業における対象業務については、以下業務の全部又は一部を水の官民連携の業務対象範囲として検討を行っています。

表 3-2 水の官民連携に含める対象業務範囲の概要（想定）

事業形態	事業	処理区	対象施設	業務内容	対象
水の官民連携	全体	全体	全体	統括管理業務	○
	公共	大平	処理場 ポンプ場（汚水・雨水） マンホールポンプ場	運転管理・点検・修繕・ユーティリティ調達	○
				更新計画案の作成	○
				更新工事	－
		※上平田を含む	管路施設 （汚水・合流・雨水）	点検・調査・清掃・修繕	△
				更新計画案の作成	△
				更新工事	－
		鵜住居	処理場 ポンプ場（汚水・雨水） マンホールポンプ場	運転管理・点検・修繕・ユーティリティ調達	○
				更新計画案の作成	○
				更新工事	－
			管路施設 （汚水・雨水）	点検・調査・清掃・修繕	△
				更新計画案の作成	△
				更新工事	－
	漁集	唐丹	処理場 マンホールポンプ場	運転管理・点検・修繕・ユーティリティ調達	○
				更新計画案の作成	○
				更新工事	－
			管路施設 （汚水）	修繕・清掃・点検	△
				更新計画案の作成	△
				更新工事	－

○：水の官民連携で想定している業務範囲

△：管路施設は、本サウンディング調査の結果を受けて、水の官民連携の業務範囲に含めるかを判断します。

統括管理業務の概要（案）

本事業における統括管理業務は、下記を想定しております。

① 事業全体のマネジメント

事業全体の運転管理、点検、修繕、ユーティリティ調達及び更新計画等を横断的に管理・調整する。

② 発注者と受託者との窓口

発注者と、受託者を構成する代表企業、構成企業及び協力会社等との連絡・調整を行う一元的な窓口となる。

③ 統括遂行責任者の選任・配置及び兼務

本事業全体を統括する管理能力を有する者を統括遂行責任者として選任・配置するものとする。統括責任者等は代表企業に所属するものとし常駐を要しない。また、本事業の遂行に支障のない範囲で、他の事業を兼務できるものとする。

表 3-3 水の官民連携に含める対象業務範囲の内訳（想定）

区分	業務	業務の範囲
統括管理	処理場、ポンプ場・MPの統括管理	○
	管路施設の統括管理	△
処理場	水質試験業務	○
	運転操作監視業務	○
	保守点検業務	○
	ユーティリティ調達・管理	○
	修繕計画作成・実施	○
	更新計画案作成	○
	その他の業務	
	廃棄物（沈砂、しよ、汚泥）の収集運搬	○
	施設見学者の対応	○
	施設の保安・防火	○
ポンプ場・MP	施設及び敷地内の清掃、草刈等	○
	緊急時等の対応・臨機の処置	○
	運転操作	○
	保守点検	○
	ユーティリティ調達・管理	○
	修繕計画作成・実施	○
	更新計画案作成	○
	その他の業務	
	廃棄物（沈砂、しよ）の収集運搬	○
	施設見学者の対応	○
	施設の保安・防火	○
	施設及び敷地内の清掃、草刈等	○
	緊急時等の対応・臨機の処置	○
	雨水ポンプ場の業務（上記に加えて実施する業務）	
	施設全過程の運転業務	○
	運転日誌等の記録報告業務	○
管路施設	故障、大雨、災害等の事態における応急処置の実施と市職員との連絡調整	○
	その他、上記業務の関連指示事項	○
	管理保全業務	
	計画的業務	
	巡視	△
	点検	△
	調査	△
	清掃	△
	修繕	△
	問題解決業務	
	不明水対策	△
	悪臭対策	△
	住民対応等業務	
	事故対応（道路陥没、管路閉塞等）	△
	住民対応（問い合わせ、苦情対応等）	△
	災害対応業務	
	被害状況把握	△
	二次災害防止等緊急措置・対応	△
	更新計画案作成	△
	その他の業務	
	合流式下水道の放流水質調査	△
	下水道管路台帳データ作成	△
	排水設備等の確認、審査、検査	△

○：水の官民連携で想定している業務範囲

△：管路施設は、本調査の結果を受けて、水の官民連携の業務範囲に含めるか判断します。

(3) 国の示す 4 要件に対する対応の考え方

水の官民連携のうち管理・更新一体マネジメント方式として認められるための 4 要件について、現時点での局の考え方を以下に示します。

① 長期契約（10 年）

水の官民連携を導入する場合、10 年契約とします。（引き継ぎ期間を除く）

② 性能発注

処理場・ポンプ場施設では、契約当初から性能発注を基本とします。

一方、管路施設を水の官民連携に含める場合は、契約当初は仕様発注を基本とします。その上で、性能発注における業務の進め方（設定する性能指標やモニタリング方法等）について、受託者と協議の上、段階的に性能発注へ移行することを想定しています。

③ 維持管理と更新の一体的マネジメント

水の官民連携を導入する場合、対象とする施設の維持管理及び更新計画案の作成を一体的に業務範囲とします。

④ プロフィットシェア

水の官民連携を導入する場合の具体的な規定のあり方については検討中ですが、今後の国や他自治体の動向を注視しつつ、何らかの形で枠組みに含めることを前提とします。

3—3. 施設概要

釜石市の下水道事業が有する下水道施設の概要は、以下のとおりです。

処理場は、公共下水道 2 箇所、漁業集落排水 1 箇所の計 3 箇所です。

ポンプ関連施設は、公共下水道の汚水ポンプ場 4 箇所、雨水ポンプ場 3 箇所及び雨水ポンプ施設 4 箇所の計 11 箇所です。

マンホールポンプ場は、公共下水道の大平処理区 39 基及び鶴住居処理区 29 基、漁業集落排水の唐丹処理区 10 基の計 78 基です。

管路施設（汚水・合流・雨水）は、公共下水道の大平処理区 146km 及び鶴住居処理区 38km、漁業集落排水の唐丹処理区 11km の計 195km です。

（１）処理場（3 箇所）

表 3-4 大平下水処理場（公共下水道）

項 目	内 容
施設の種類	終末処理場
所在地	釜石市大平町4丁目2番20号
供用開始	昭和53年12月1日
処理方式	標準活性汚泥法
汚泥処理方式	濃縮一汚泥
排除方式	分流一部合流
計画汚水量	13,000 m ³ / 日 最大
汚水流入実績	12,000 m ³ / 日 平均 (令和 5 年度)
放流先	釜石湾
主要施設概要	着水井 1 池 最終沈殿池 3 池 エアレーションタンク 4 池 最終沈殿池 4 池 消毒タンク 1 池 管理棟 1 棟 汚泥処理棟 1 棟 滅菌棟 1 棟 返送汚泥ポンプ 2 台 送風機 2 台 汚泥濃縮槽 1 槽 汚泥貯留槽 1 槽 汚泥脱水機 4 台 ろ過施設 1 式

表 3-5 鵜住居下水処理場（公共下水道）

項 目	内 容
施設の種類	終末処理場
所在地	鵜住居町3丁目1800
供用開始	平成30年2月28日
処理方式	オキシデーションディッチ法
汚泥処理方式	直接脱水
排除方式	分流
計画汚水量	1300m ³ ／日最大
汚水流入実績	502m ³ ／日平均(令和5年度)
放流先	長内川
主要施設概要	汚水ポンプ 3 台 反応タンク 2 池 最終沈殿池 2 池 塩素接触タンク 1 池 管理汚泥処理棟 1 棟 汚泥脱水機 1 台

表 3-6 唐丹地区漁業集落排水処理施設（漁業集落排水）

項 目	内 容
施設の種類	集落排水処理
所在地	釜石市唐丹町字桜峠47、48番1、50
供用開始	平成28年5月1日
処理方式	連続流入間欠ばっ気方式（JARUS-XIV _R 型（1系列））
汚泥処理方式	バキューム車による汲み取り
排除方式	分流
計画汚水量	543 m ³ / 日 最大
汚水流入実績	114 m ³ / 日 平均（令和5年度）
放流先	大曾根川
主要施設概要	流量調整槽 1 池 最初沈殿槽 1 池 ばっ気槽 2 池 沈殿槽 1 池 消毒槽 1 池 放流ポンプ槽 1 池 汚泥濃縮槽 1 槽 汚泥貯留槽 1 槽 汚泥引抜ポンプ 3 台 管理棟 1 棟

(2) 汚水ポンプ場 (4箇所)

表 3-7 嬉石汚水中継ポンプ場

項 目	内 容
施設の種類	汚水ポンプ場
所在地	釜石市嬉石町2丁目5番12号
供用開始	昭和53年
排除方式	分流一部合流
ポンプ能力	10.5m ³ /分×4台
送水先	大平下水処理場
主要施設概要	沈砂池 2池 ポンプ 4台

表 3-8 汐立汚水中継ポンプ場

項 目	内 容
施設の種類	汚水ポンプ場
所在地	釜石市只越町1丁目7番1号
供用開始	昭和53年
排除方式	分流一部合流
ポンプ能力	8.5m ³ /分×6台
送水先	嬉石汚水中継ポンプ場
主要施設概要	沈砂池 1池 ポンプ 6台 破砕機 1台

表 3-9 中妻汚水中継ポンプ場

項 目	内 容
施設の種類	汚水ポンプ場
所在地	釜石市千鳥町1丁目1番5号
供用開始	昭和57年
排除方式	分流一部合流
ポンプ能力	8m ³ /分×5台
送水先	汐立汚水中継ポンプ場
主要施設概要	沈砂池 1池 ポンプ 5台 破砕機 1台

表 3-10 栗林汚水中継ポンプ場

項 目	内 容
施設の種類	汚水ポンプ場
所在地	釜石市栗林町25地割 地内
供用開始	令和3年
排除方式	分流
ポンプ能力	0.16m ³ /分×4台
送水先	鵜住居下水処理場
主要施設概要	スクリーンユニット 1台 ポンプ 4台
備考	農業集落排水施設をポンプ場に改造し、鵜住居下水処理場へ接続。農業集落排水施設の供用開始は2006年

(3) 雨水ポンプ場 (3箇所)

表 3-11 汐立雨水ポンプ場

項 目	内 容
施設の種類	雨水ポンプ場
所在地	釜石市只越町1丁目2番1号
供用開始	令和元年
排除方式	分流
ポンプ能力	315m ³ /分×2台, 35m ³ /分×2台
送水先	釜石湾
主要施設概要	ポンプ 4台 ポンプ室 1棟 沈砂池 3池

表 3-12 鈴子雨水ポンプ場

項 目	内 容
施設の種類	雨水ポンプ場
所在地	釜石市鈴子町22番地内
供用開始	平成10年
排除方式	分流
ポンプ能力	41m ³ /分×2台
送水先	甲子川
主要施設概要	ポンプ 2台 ポンプ室 1棟

表 3-13 鵜住居雨水ポンプ場

項 目	内 容
施設の種類	雨水ポンプ場
所在地	釜石市鵜住居町4丁目1600
供用開始	昭和54年
排除方式	分流
ポンプ能力	72m ³ /分×3台
送水先	鵜住居川
主要施設概要	ポンプ 3台 ポンプ室 1棟 沈砂池 1池

(4) 雨水ポンプ施設(4箇所)

表 3-14 鵜住居 JR ガード下雨水ポンプ施設

項 目	内 容
施設の種類	雨水ポンプ場
所在地	釜石市鵜住居町2丁目地内 鵜住居復興住宅1号棟付近
供用開始	平成30年
排除方式	分流
ポンプ能力	1.62m ³ /分×2台
送水先	鵜住居川

表 3-15 千鳥町第1雨水ポンプ施設

項 目	内 容
施設の種類	雨水ポンプ場
所在地	釜石市千鳥町1丁目1番10号
供用開始	昭和57年
排除方式	合流
ポンプ能力	20m ³ /分×2台
送水先	甲子川

表 3-16 千鳥町第2雨水ポンプ施設

項 目	内 容
施設の種類	雨水ポンプ場
所在地	釜石市千鳥町1丁目地内 市道：千鳥町5号線内
供用開始	昭和57年
排除方式	合流
ポンプ能力	4 m ³ / 分 × 1台
送水先	甲子川

表 3-17 千鳥町第3雨水ポンプ施設

項 目	内 容
施設の種類	雨水ポンプ場
所在地	釜石市中妻町1丁目地内 八雲公園なかよし児童公園内
供用開始	平成26年
排除方式	分流
ポンプ能力	4 m ³ / 分 × 2台
送水先	甲子川

(5) マンホールポンプ場 (78 基)

表 3-18 マンホールポンプ施設 (大平処理区) 1/2

No.	呼称	所在地	能力 ($\text{m}^3/\text{分}$)	経年年数 (R 7)
1	大平第 1 ※R8 更新予定	大平下水処理場内	2.04	0
2	大平第 2	釜石市嬉石町 3-5 付近	0.441	27
3	大平第 4	釜石市大平町 3 丁目地内	1.26	10
4	平田第 1	釜石市大字平田 3 地割地内	1.26	10
5	平田第 5	釜石市大字平田 3-75 付近	0.16	6
6	平田第 2	釜石市大字平田 3 地割地内	1.14	10
7	平田第 3	釜石市大字平田 3 地割地内	0.16	7
8	平田第 4	釜石市大字平田 6 地割地内	0.16	7
9	上平田第 1	釜石市大字平田 4 地割地内	0.16	3
10	上平田第 2	釜石市大字平田 3 地割地内	0.6	3
11	上平田第 3 ※R7 新設	釜石市大字平田 2 地割地内	0.48	0
12	大平第 3	釜石市大平町 1-6 付近	0.16	25
13	港町第 1	釜石市港町 1-4 付近	0.29	11
14	新浜町第 3	釜石市新浜町 2-1 付近	0.23	19
15	新浜町第 1	釜石市新浜町 1-4 付近	0.3	22
16	新浜町第 2	釜石市新浜町 1-2 付近	0.48	22
17	浜町第 1	釜石市東前町地内	0.92	6
18	浜町第 2	釜石市浜町 3 丁目地内	0.18	6
19	鈴子	鈴子雨水ポンプ場内	0.95	26
20	中妻	釜石市中妻町 1-9 付近	0.24	25
21	住吉	釜石市住吉町 1 地内	0.16	10
22	源太沢第 1	釜石市源太沢町 2-1 付近	0.34	24
23	源太沢第 2	釜石市源太沢町 2-2 付近	0.18	22
24	礼ヶ口	釜石市礼ヶ口町 3 地内	0.16	19
25	小川第 5	釜石市甲子町 15-15 付近	0.16	9
26	小川第 4	釜石市甲子町 15-4 付近	0.25	11
27	小川第 3	釜石市甲子町 15-9 付近	0.26	11
28	小川第 1	釜石市甲子町 14-104 付近	1.16	23
29	小川第 2	釜石市桜木町 1 -5 付近	0.23	21

表 3-19 マンホールポンプ施設（大平処理区）2/2

No.	呼称	所在地	能力 (m ³ /分)	経年年数 (R 7)
30	向定内第 1	釜石市定内町 2-24 付近	1.52	25
31	向定内第 4	釜石市定内町 4-3 付近	0.76	24
32	向定内第 2	釜石市定内町 4-2 付近	0.94	24
33	向定内第 3	釜石市定内町 3-1 付近	0.33	24
34	野田	釜石市野田町 5-17 付近	0.18	28
35	大畑第 1	釜石市甲子町 9-132 付近	0.16	15
36	坪内	釜石市甲子町 9-171 付近	0.6	17
37	関沢第 1	釜石市甲子町第 7 地割地内	0.16	1
38	関沢第 2	釜石市甲子町第 7 地割地内	0.16	1
39	大畑第 2	釜石市甲子町 9-10 付近	0.08	14

表 3-20 マンホールポンプ施設（鵜住居処理区）

No.	呼称	所在地	能力 (m ³ /分)	経年年数 (R7)
1	鵜住居第 1	釜石市鵜住居町 1 丁目地内	0.26	6
2	鵜住居第 3	釜石市鵜住居町 18 地割地内	0.29	7
3	片岸	釜石市片岸町第 4 地割地内	0.33	8
4	鵜住居第 4	釜石市鵜住居町第 8 地割地内	0.48	6
5	鵜住居第 5	釜石市鵜住居町第 5 地割地内	0.36	6
6	栗林 A 0	釜石市栗林町第 25 地割地内	0.46	15
7	栗林 A 1	釜石市栗林町第 22 地割地内	0.5	20
8	栗林 A 2	釜石市栗林町第 19 地割地内	0.17	20
9	栗林 A 3	釜石市栗林町第 18 地割地内	0.17	20
10	栗林 A 4	釜石市栗林町第 20 地割地内	0.349	20
11	栗林 A 5	釜石市栗林町第 15 地割地内	0.258	18
12	栗林 A 6	釜石市栗林町第 6 地割地内	0.16	19
13	栗林 A 7	釜石市栗林町第 4 地割地内	0.179	20
14	栗林 B 1	釜石市栗林町第 18 地割地内	0.17	20
15	栗林 B 2	釜石市栗林町第 17 地割地内	0.17	18
16	栗林 B 3	釜石市栗林町第 17 地割地内	0.17	18
17	栗林 B 4	釜石市栗林町第 17 地割地内	0.17	18
18	栗林 C 1	釜石市栗林町第 17 地割地内	0.17	18
19	栗林 C 2	釜石市栗林町第 17 地割地内	0.17	18
20	栗林 C 3	釜石市栗林町第 16 地割地内	0.17	18
21	栗林 C 4	釜石市栗林町第 15 地割地内	0.17	18
22	栗林 C 5	釜石市栗林町第 16 地割地内	0.17	18
23	栗林 C 6	釜石市栗林町第 16 地割地内	0.17	18
24	栗林 C 7	釜石市栗林町第 12 地割地内	0.17	18
25	栗林 C 8	釜石市栗林町第 19 地割地内	0.17	18
26	栗林 C 9	釜石市栗林町第 19 地割地内	0.17	18
27	栗林 C 10	釜石市栗林町第 19 地割地内	0.17	18
28	鵜住居第 2	釜石市鵜住居町第 1 丁目地内	0.19	7
29	鵜住居第 6	釜石市鵜住居町第 28 地割地内	0.1	5

表 3-2 1 マンホールポンプ施設（唐丹処理区）

No.	呼称	所在地	能力 (m ³ /分)	経年年数 (R 7)
1	花 露 辺	釜石市唐丹町字花露辺地内	0.28	9
2	本 郷 第 1	釜石市唐丹町字本郷地内	0.93	9
3	本 郷 第 2	釜石市唐丹町字大曾根地内	0.16	9
4	本 郷 第 3	釜石市唐丹町字本郷地内	0.28	9
5	小 白 浜 第 2	釜石市唐丹町字小白浜地内	0.24	9
6	小 白 浜 第 3	釜石市唐丹町字小白浜地内	0.17	9
7	小 白 浜 第 1	釜石市唐丹町字小白浜地内	0.6	9
8	小 白 浜 第 4	釜石市唐丹町字小白浜地内	0.17	9
9	本 郷 第 4	釜石市唐丹町字桜峠地内	0.17	9
10	本 郷 第 5	釜石市唐丹町字桜峠地内	0.17	9

(6) 管路施設

釜石市における管きょは、污水管、合流管及び雨水管を合わせて約 195km となっています。
(令和 7 年度末時点)

表 3-2 2 管きょの概要

事業		公共下水道		農業集落排水	計
処理区		大平	鵜住居	唐丹	
管きょ延長	污水・合流	136	37	11	184
	雨水	10	1	0	11
	計	146	38	11	195

4. 今後の想定スケジュール

水の官民連携を導入することとなった場合のスケジュールは、以下を想定しています。

令和 8 年	1 0 月	マーケットサウンディング調査
令和 9 年	3 月	マーケットサウンディング調査の結果概要の公表（予定）
	1 0 月	実施方針（案） （1～2 か月程度） 上記に対する意見等の募集
令和 1 0 年	3 月	実施方針の公表
	4 月	水の官民連携事業 公募開始（プロポーザル方式）
	1 0 月	事業者の決定
令和 1 1 年	1 月	業務引き継ぎ期間
	4 月	事業開始

5. 参考資料

水の官民連携に関連して国が公表している資料は、下記（URL リンク）から取得できます。

- 水の官民連携の概要
https://www8.cao.go.jp/pfi/actionplan/pdf/water_gaiyou.pdf
- 下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン 第 3.0 版
<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001995093.pdf>
- 下水道分野における「水の官民連携」（主に管理・更新一体マネジメント方式）に関する Q&A
<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001739997.pdf>